

ハズダとニチガイナイについて : 両者の置き換えの可否を中心に

著者	岡部 嘉幸
雑誌名	日本語科学
巻	13
ページ	109-122
発行年	2003-04
URL	http://doi.org/10.15084/00002104

ハズダとニチガイナイについて

—両者の置き換えの可否を中心に—

岡部 嘉幸
(中央学院大学)

キーワード

ハズダ, ニチガイナイ, 置き換えの可否, 用法の広がり, 語法記述

要旨

本稿はハズダとニチガイナイについて以下の主張を行う。

1. ハズダとニチガイナイを全体として同一の意味類型に属するものと見なした上で、両者の置き換えの可否を「判断の根拠の確かさ」に求める議論には問題があること。
2. ハズダとニチガイナイの置き換えの可否は、両者を異なる基本的意味と用法の広がりをもつ二形式と見なした上で、その両者の用法の一致する条件を記述するという形で説明可能であること。
3. 具体的には、ハズダとニチガイナイは、①語られる事態が現実の世界で成立するかどうかを問題にする、②話し手は語られる事態が現実には成立しているかどうかについて未確認である、③ある状況Aと語られる事態Bの間に「 $A \rightarrow B$ 」という時間的先後関係がある、という条件を満たし、「その事態が現実には成立する可能性が高い」と予測する用法（〈みこみ〉用法）の場合にのみ置き換えが可能になり、それ以外の用法では置き換えが不可能であること。

0. はじめに

ハズダとニチガイナイには両者を置き換えることができる場合とできない場合とがある。これをめぐってはすでに多くの先行研究があるが¹、その多くはこのハズダとニチガイナイとの置き換えの可否を「判断の根拠が確かなものである場合はハズダを用い、判断の根拠が不確かなものである場合はニチガイナイを用いる」という形で記述する²。そして、この立場の背後には、ハズダとニチガイナイは形式全体として同一の意味類型に属しているという前提があると思われる。例えば、三宅知宏(1993)はハズダとニチガイナイがともに「命題が真であると確信する」という「確信的判断」を表わす形式だとした上で、両者の違いを「ハズダがニチガイナイと異なる点は、ハズダにはかなり確かな根拠をもとにしての確信であることが含意されるのに対し、ニチガイナイにはそのような含意がないということであろう。」³と説明する。すなわち、三宅氏は、ハズダとニチガイナイを大きくいえば同じ意味を表わし、基本的に置き換え可能の両者とみなした上で、確信の確かな根拠が存在する文脈ではハズダが選択され、確信の確かな根拠が存在しない(想定できない)文脈ではニチガイナイが選択されるという形で使い分け条件を記述しているということができる。

本稿はハズダとニチガイナイの置き換えの可否をこのような「判断の確かな根拠の有無」によって説明する説の問題点を指摘し、それとは別の立場から両者の置き換えの可否について論じようとするものである。

1. 先行研究の検討—「判断の確かな根拠の有無」説の問題点—

ハズダとニチガイナイの置き換えの可否を「判断の確かな根拠の有無」によって説明しようとする立場の先行研究のうち、説明が最も詳細かつ精密である三宅(1993)をとりあげて検討する。三宅氏はハズダとニチガイナイを「命題が真であると確信する」という「確信的判断」を述べるものであり、以下の用例(1)のように基本的に置き換え可能であると考え(用例は三宅(1993)のもの)。

(1) 主人は、とても優しく、子を産まぬ妻でも以前と変わりなく接してくれますが、主人は、家業を継ぐ長男です。口にだしては言いませんが、後を継ぐ子供がほしいはずです。

その上で、確信の確かな根拠がある場合にはハズダをニチガイナイで置き換えることができず、一方、確かな根拠の存在が想定できない場合にはニチガイナイをハズダで置き換えることができないとするのである。確信の確かな根拠がある場合とは以下のような例である(用例はすべて三宅(1993)のもの)。

(2) 益税は年間五千億円と推定されているが、こうした是正策が実施されれば、その七割が解消されるはずである。

(3) 「次は何分だ!?!」「はいあと四分ほどでここを通るはずです!!!」

(4) 「阿佐田貴恵って女の子…ご存知ですか!?!」「阿佐田?たしか一年前治療したことがあったはずだ」

(2)は「理屈ではこうなる」ということを、(3)は「予定」を、(4)は「記憶」を表わすもので、三宅氏が指摘するようにニチガイナイで置き換えることができない。また、確かな根拠の存在が想定できない場合とは、以下のような例である(用例は三宅(1993)に引用された森田(1980)のもの)。

(5) 少し熱がある。私は風邪を引いたにちがいない。

これも三宅氏が指摘するようにハズダで置き換えることはできない。三宅氏はこれらの用例をすべて「確信的判断」を表わすものとした上で、「確信の確かな根拠」というスケールにより置き換えの可否が決定すると見ている。それは概略次のように図示できる。

(6)

確信的判断		
確信の確かな根拠 (+)	(+ -)	確信の確かな根拠 (-)
ハズダ○	ハズダ○	ハズダ×
ニチガイナイ×	ニチガイナイ○	ニチガイナイ○
用例 (2) (3) (4)	用例 (1)	用例 (5)

ハズダとニチガイナイの置き換えの可否をこのような観点から考えるときの問題点は、確信の根拠の確かさの程度を規定する基準とはどのようなものなのかということである。例えば、

(7) 少し熱がある。私は風邪を引いた {にちがいない／?はずだ}。

(8) 彼はパーティ好きだから、明日のパーティに出席する {にちがいない／はずだ}。⁴

という場合、(7)では「少し熱がある」ことが「風邪を引いた」ことの確信の根拠に、(8)では「彼がパーティ好きである」ことが「彼が明日のパーティに出席する」ことの確信の根拠になっていると考えることができるが、ハズダを用いることができない(7)の方が(8)に比べて確信の根拠の確かさが低いということを明確な基準でもって示すことは困難だと思われる。「少し熱がある」という感覚は実際自分で体験したもののなのであるから「確からしさ」という点では知識としてある「彼がパーティ好きである」ということとほとんど変わらないように思える。また、ハズダのみ使える(4)とハズダとニチガイナイが使える(8)とを比べてみても、両者の確信の根拠は「記憶」あるいは「知識」ということでは共通だと考えられ、そこに「確信の根拠の確かさ」の程度差は認められないと思われる。

以上からハズダとニチガイナイの置き換えの可否を話し手の判断の根拠が確かか否かという点から説明することには問題があると思われる。ここから、ハズダとニチガイナイの置き換えの可否を記述しようとする立場には大きく二つの立場が考えられる。第一は、両者を形式全体として同一の意味類型に属する二形式と見なした上で、「判断の根拠の確かさ」以外の基準で使い分け条件を規定しようとする立場であり⁵、第二は、ハズダとニチガイナイは同一の意味類型に属する二形式ではなく、ハズダの用法のある部分とニチガイナイの用法のある部分とがたまたま一致するのだと見なした上で、その一致するための条件を記述するという形で規定しようとする立場である。本稿はこの後者の立場にたつてハズダとニチガイナイの置き換えの可否を記述する。そのために、まず第二節ではハズダの用法の全体像を、第三節ではニチガイナイの用法の全体像を示す。そして第四節で、どのような条件を満たす場合に、互いの用法が一致するのかを検証する。

2. ハズダの基本的意味と用法の全体像

ハズダの基本的意味と用法の全体像については、すでに岡部嘉幸(1998)において述べてあるが、議論の都合上、概略をここで述べることをお許し願いたい。岡部(1998)では、ハズダの基本的意味を以下のように規定した。

(9) ハズダ＝事態を理屈の上で成り立つ事態として語る

このような基本的意味をもつハズダで事態を語る場合には大きく二つの場合がある。第一は、ハズダで語られる事態を理屈の上で成り立つ事態としてだけでなく話し手の存在する現実の世界においても成り立つ事態として語る場合(その事態が現実の世界において成り立つか否かを問題にする場合)であり、第二は、ハズダで語られる事態を理屈の上で成り立つ事態として語るだけの場合(その事態が現実の世界において成り立つか否かを問題にしない場合)である。岡部(1998)に従って前者をAタイプ、後者をBタイプと呼ぶことにすると、ハズダの用法はまず大きくAタイプとBタイプの用法に分かれることになる。

Aタイプの用法は、事態が現実¹に成立していることを話し手が確認しているか否かによってさらに二つに分けることができる。事態が現実¹に成立していることを話し手がすでに確認している場合とは次のような例である。

(10) 「彼はもとプロ野球選手だって」

「どうりで野球がうまいはずだ。」

この場合、話し手は「彼が野球がうまいコト」が現実¹に成立している(事実である)ということを手で確認している。その「彼は野球がうまい」という事態が理屈²の上で成り立つ事態でもあることに今はじめて気づき、それによって現実¹にそうあるのは当然だったのだと納得しているのである。これは高橋太郎(1975)では〈さとり〉と呼ばれていた用法で、本稿でも高橋(1975)に従って〈さとり〉と呼ぶことにする。一方、事態が現実¹に成立しているかどうか未確認である場合とは、以下のような例である。

(11) 太郎はパーティ好きだから、明日のパーティには来るはずだ。

(12) 予定ではこのバスは明日の朝六時に京都に着くはずだ。

(13) (山田さんはどこに住んでいるのかと聞かれて)

山田さんは八王子に住んでいたはずです。

(11) において、「太郎が明日のパーティに来る」という事態は(未来の事態であるから)現実¹に成立しているかどうか確認し得ない未確認の事態であるが、その事態が理屈²の上では成立するということを手張することによって、話し手の存在する現実¹の世界においても成り立つにちがいないという話し手の推量を表わしている。これは高橋(1975)では〈みこみ〉と呼ばれていた用法の一部であり、本稿でも〈みこみ〉と呼ぶことにする。(12) (13) においても、ハズダで語られる事態が現実¹に成立しているかどうか未確認であるという点では(11)と共通している。しかし、(11)が結果的に話し手の推量行為を語っているのに対して、(12) (13) はハズダで語られる事態がいつかどこかで現実¹に成り立つ事態としてあるという事態のあり方を語っている点で異なっている。(12)は何の障害もなければ未来において現実¹に成り立つことが決まっている事態として当該の事態を述べる場合、すなわち「予定」を述べる場合であり、(13)は話し手の記憶に間違いがなければ、現時点ですでに成立している事態として当該の事態を述べる、すなわち「記憶」を述べる場合であるので、(12)のような用法を〈予定〉、(13)のような用法を〈記憶〉と呼んでおく。以上、Aタイプの用法には〈さとり〉〈みこみ〉〈予定〉〈記憶〉があることを述べた。

次にBタイプの用法とは次のような場合である。

(14) おかしい。僕は徹夜で疲れているはずだ。それなのにこんなに元気だなんて。

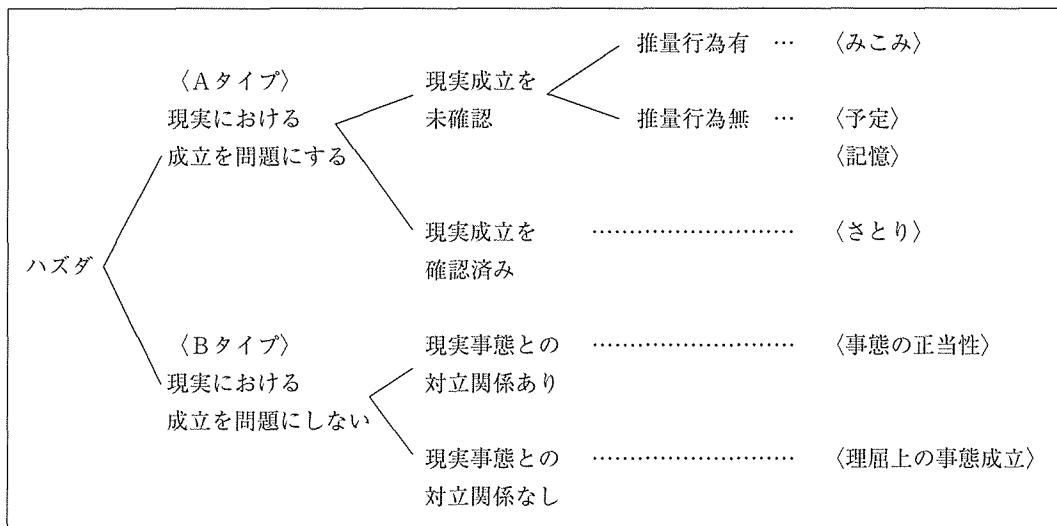
(15) (頭の中で暗算して)

ええと、値段が千五百円で一万円札を出したら、おつりは八千五百円のはずだな。うん。

(14) (15) において話し手はハズダで語られている事態が理屈²の上で成り立つ事態であるということのみを述べているのであって、それが現実¹の世界において成立しているか否かということには関心がないという点でAタイプと大きく異なる。(14)は「僕が徹夜で疲れているコト」に理

屈の上での正当性があること、そして現実の「僕がこんなに元気であるコト」には本来正当性がないことを主張するものである。(14)のように現実事態(=僕がこんなに元気であるコト)とハズダで語られる事態(=僕は徹夜で疲れているコト)との間に対立的な関係がある場合に、話し手が「僕が徹夜で疲れている」という事態が理屈の上で成り立つ事態だと述べれば、結果的にその事態の側に理屈の上での正当性があり、現実の事態は本来正当性を欠くのだと主張することになるのである。このような用法を〈正当性の主張〉と呼ぶ。一方、(15)の場合はそのような現実との対立関係というものは存在せず、単に理屈の世界(論理の世界)においてはこうなるということだけを述べるだけの用法である。これを〈理屈上の事態成立〉と呼ぶ。以上、Bタイプの用法には〈正当性の主張〉と〈理屈上の事態成立〉の二つがあることを述べた。

従来の先行研究においては、ハズダの用法はいわゆる「推定」用法(〈みこみ〉)と「納得」用法(〈さとり〉)とに二分され、その他の用法(〈予定〉〈記憶〉〈事態の正当性〉〈理屈上の事態成立〉)は「推定」用法の一部あるいは派生的用法と捉えられることが多かったが⁶、本稿の立場ではいわゆる「推定」とは異なる機能を果たすハズダの用法と捉えられることになる。ハズダの用法の全体像を図示すれば以下のようなになる。



3. ニチガイナイの用法の全体像と基本的意味

3.1. 用法の全体像

ニチガイナイには大きくわけて、二つの用法があると考えられる。第一は例えば、

(16) (うずくまっている人を見て)あのおなかが痛いにちがいない。

(17) 彼は今日寝不足だ。昨日忙しかったにちがいない。(森田・松木 (1989) の例)

のように、現状の解釈としてはニチガイナイによって語られた事態が最も適当であると主張する用法である。以下、本稿ではこの用法を〈解釈の適当さ〉と呼ぶ。この用法は、現状の解釈を問題にするものであるから、ニチガイナイの前を以下のように「ノダ文」にすることが可能であ

る⁷。

(16)′ (うずくまっている人を見て)あの人はおなかが痛いのにちがいない。

(17)′ 彼は今日寝不足だ。昨日忙しかったのにちがいない。

ところで、〈解釈の適当さ〉は、解釈内容(ニチガイナイによって語られる事態内容)と現状とが時間的にどのような関係にあるとみなすのかによって二つに下位分類することができる。例えば、(16)の場合、「あの人がおなかが痛いコト」という解釈内容事態と「あの人がうずくまっているコト」という現状事態とは同時共存的に存在しているとみなすことができ、その場合には、「あの人はおなかが痛い」という解釈内容は「ある人がうずくまっている」という現状の「内実」として理解される。言い換えれば、「あの人はおなかが痛い」という解釈内容は、「ある人がうずくまっている」という現状の別側面からの捉えなおしとして理解されるということである。これに対して、(17)の場合、「彼が今日寝不足であるコト」という現状事態と「彼が昨日忙しかったコト」という解釈内容事態の間には、

(18) [彼は昨日忙しかった] → [彼は今日寝不足である]

という明らかな時間的前後関係があるとみなすことができ、その場合には「彼は昨日忙しかった」という解釈内容は「彼は今日寝不足である」という現状の「原因」という立場にあると理解されるのである⁸。まとめれば、(16)の場合、現状の「内実」として「あの人はおなかが痛い」と解釈しているのに対して、(17)の場合、現状の「原因」として「彼は昨日忙しかった」と解釈しているということである⁹。このような違いはあるものの、これらは、大きくいえば、「現状の解釈としては当該事態が最も適当であると主張する」用法であるということができる。以下、改めて用例を示す。

〈解釈の適当さ〉

① 〈内実としての解釈の適当さ〉

(19) (ライターをもって服のあちこちを探っている人を見て)

あの方はタバコを探している (の) にちがいない。

(20) なんだか体がだるい。風邪を引いた (の) にちがいない。

② 〈原因としての解釈の適当さ〉

(21) (真っ黒に日焼けした人を見て)

あの方はハワイに行ってきた (の) にちがいない。

(22) 彼は今日寝不足だ。昨日忙しかった (の) にちがいない。(= (17))

これに対して、ニチガイナイの第二の用法は、例えば、

(23) 昨日はとても忙しかったから、今日彼は疲れているにちがいない。

のように、ある状況からの帰結としては、ニチガイナイによって語られる事態が最も適当であると主張する用法である。以下このような用法を〈帰結の適当さ〉と呼ぶ。この場合、〈解釈の適当さ〉とは異なり、ニチガイナイの前を「ノダ文」にすることはできない。以下の例をご覧ください。

(23)′ ?昨日はとても忙しかったから、今日彼は疲れているにちがいない。

〈帰結の適当さ〉は、ニチガイナイによって語られる事態が現実の世界において成立するかどうか未確認である場合と、ニチガイナイによって語られる事態が現実の世界において成立していることを確認済みである場合とで、その表現性をわけることができる。ニチガイナイによって語られる事態が現実の世界において成立するかどうか未確認である場合とは、(23)のように、その事態がすでに事実としてある状況からの帰結として最も適当であるという話し手の主張を語ることで、その事態も現実にも成立する可能性が高いということを主張する場合である。以下このような用法を〈みこみ〉と呼ぶ。この〈みこみ〉用法の場合、ハズダとの言い換えが可能となる。以下の例をごらんいただきたい。

(24) 昨日はとても忙しかったから、今日彼は疲れているにちがいない。(= (23))

(24)′ 昨日はとても忙しかったから、今日彼は疲れているはずだ。

このことについては改めて第四節で述べる。

ニチガイナイによって語られる事態が現実の世界において成立していることを確認済みである場合とは、次のような場合である。

(25) 「本は僕のものだよ。いったん買った以上は僕のものにきまっているじゃないか。」

「そりゃそうに違いない。違いないが向こうの宅(うち)でも困っているんだから。」

(「硝子戸の中」夏目漱石 森田良行・松木正恵(1989)から引用)

この場合、話し手は「本が相手のものである」ことが現実にも成立している事態であることを相手の発言から確認している。そして、その事態がある状況からの帰結として適当だと認めた上で、それとは別の主張を展開しているのである¹⁰。この場合を、〈相手の主張の一応の容認〉と呼ぶ。以下改めて例を示す。

〈帰結の適当さ〉

① 〈みこみ〉

(26) 彼はパーティ好きだから、明日のパーティに来るにちがいない。

(27) (釣り好きの太郎が休暇を取ったと聞いて)

彼は今頃溪流釣りを満喫しているにちがいない。

② 〈相手の主張の一応の容認〉

(28) 「私だって疲れているんだ」

「確かにあなたも疲れているにちがいない。でも彼はもっと疲れているんです。」

以上、ニチガイナイの用法を整理した。従来ニチガイナイの用法は細かく分類されることは少

なかったが、このように「ノダ文」を受けることのできる〈解釈の適当さ〉と「ノダ文」を受けることができない〈帰結の適当さ〉が存在すると考えられるのである¹¹。

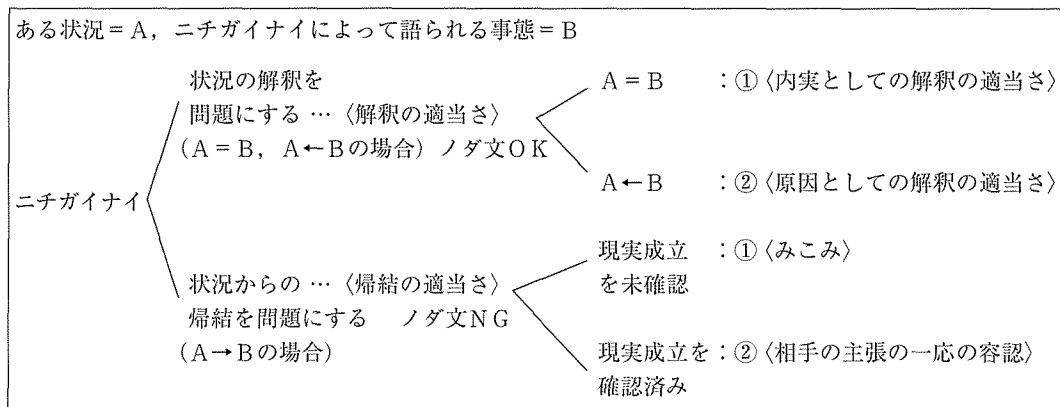
3.2. 用法全体の共通性

ここでは、以上のような用法の広がりをもつニチガイナイの用法相互の関係を考察し、あわせて用法全体の共通性格というものがみてとれるかどうか検討する。結論を先取りしていえば、岡部(1998)において分析したハズダの用法全体の共通性格(基本的意味)のごとき共通性をニチガイナイに見て取ることはできない。ただし、以下に考察するような意味で、〈解釈の適当さ〉という用法と〈帰結の適当さ〉という用法との間の関係を指摘することができる。

いま、ある状況をA、ニチガイナイによって語られる事態をBとすれば、Bが状況Aの「解釈」としてあるということは、AとBの間に「 $B \rightarrow A$ 」または「 $A = B$ 」という時間的關係があるということである。すなわち、ある状況AとBの間に「 $B \rightarrow A$ 」という時間的先後關係を認めるのであれば、それはある状況Aの「原因」をBと解釈しているのであり、ある状況AとBとの間に「 $A = B$ 」という同時共存關係を認めるのであれば、それはある状況Aの「内実」をBと解釈しているのである。この前者が〈解釈の適当さ〉における〈原因としての解釈の適当さ〉であるし、後者が〈内実としての解釈の適当さ〉ということになる。一方、事態Bがある状況Aからの「帰結」としてあるということは、AとBの間に、「 $A \rightarrow B$ 」という時間的先後關係があるということである。これがまさに〈帰結の適当さ〉ということである。このように二つの事態A、Bの時間的關係を考えてみると、〈解釈の適当さ〉と〈帰結の適当さ〉とは「 $A \leftarrow B$ 」ないし「 $A = B$ 」という時間的關係があるか、「 $A \rightarrow B$ 」という時間的關係があるかで分かれているのである。ここから本稿では、ニチガイナイを

(29) ある状況(A)の解釈、あるいはある状況(A)からの帰結として当該事態(B)が最も適当であるということを主張する

と規定した上で、「 $A = B$ 」あるいは「 $A \leftarrow B$ 」という時間的關係がある場合にはある状況の解釈を、「 $A \rightarrow B$ 」という時間的關係がある場合にはある状況からの帰結を表わすことになるという条件を示すにとどめておく。最後にニチガイナイの用法の全体像を以下に示しておく。



4. ハズダとニチガイナイとの置き換えの可否

4.1. ハズダとニチガイナイとが置き換え可能な場合

この節では以上で見てきたハズダとニチガイナイの用法のうち、どれが置き換え可能で、どれが置き換え不可能なのかということを検証する。ハズダとニチガイナイが問題なく置き換えられる場合とは、以下の例ような場合である。

(30) 彼はパーティ好きだから、明日のパーティに来るはずだ。

(30)′ 彼はパーティ好きだから、明日のパーティに来るにちがいない。

(30) は話し手が現実₁に成立するかどうか未確認である事態について、その事態が理屈の上で成り立つことを主張することにより、その事態が現実にも成立する可能性が高いことを主張するもの、すなわち本稿の用語でいえば〈みこみ〉と呼ばれる用法である。また、(30)′ は話し手が現実₂に成立するかどうか未確認である事態について、事実として成り立っている状況からの帰結としてその事態が最も適当であると主張することにより、現実₁に成立することの可能性が高いということを主張するもの、すなわち本稿の用語でいえば〈帰結の適当さ〉用法のうちの一つである〈みこみ〉用法ということになる。つまり、ハズダとニチガイナイの置き換えは

①語られる事態が現実₁に成り立つかどうかを問題にする

②話し手は、語られる事態が現実₁に成り立っているかどうかについて未確認である

③ある状況Aと語られる事態Bとの間に「A→B」という時間的先後関係がある

という条件を満たし、結果として「語られる事態が現実₁に成り立つ可能性が高い」という話し手の予測を表わす用法の場合にのみ可能になるとというのが本稿の主張である。逆にいえば、これ以外のハズダおよびニチガイナイの用法の場合は置き換えが不可能ということになる。これについて、以下事実を示してゆく。

4.2. ニチガイナイと置き換え不可能なハズダ

すでに述べたように、ハズダとニチガイナイが置き換え可能になる場合とは〈みこみ〉用法の場合だけだと予想される。ハズダの〈みこみ〉用法とは先ほどの条件のうち、

①語られる事態が現実₁に成り立つかどうかを問題にする

②話し手は、語られる事態が現実₁に成り立っているかどうかについて未確認である

という二つの条件をとともに満たす場合に成り立つ用法である(すでに第二節で示したハズダの全体像からわかるように、ハズダの場合、③の条件は用法分類上問題にならない。常に「A→B」という関係を保っていると考えられる)。したがって、条件①に反する〈事態の正当性〉と〈理屈上の事態成立〉、条件②に反する〈さとり〉はニチガイナイで置き換えることができないことになる。以下に用例を示す。

〈事態の正当性〉

(31) (クジラは卵から生まれるのだと主張する人に対して)

何言ってるんだ！クジラは哺乳動物のはずだ。

(31)′ (クジラは卵から生まれるのだと主張する人に対して)

? 何言ってるんだ! クジラは哺乳動物にちがいない。

<理屈上の事態成立>

(32) おじいさんは、僕が生まれる前に死んでいたというから、僕が二歳の頃にはこの世に居なかったはずだ。(仁田義雄 (1989) の例)

(32)' ? おじいさんは、僕が生まれる前に死んでいたというから、僕が二歳の頃にはこの世に居なかったにちがいない。

<さとり>

(33) 「彼はもとプロ野球選手だって」

「どうりで野球がうまいはずだ。」

(33)' 「彼はもとプロ野球選手だって」

? 「どうりで野球がうまいにちがいない。」

また、〈予定〉〈記憶〉は、条件①、②は満たすけれども、「語られる事態が現実になり立つ可能性が高いと思う」という話し手の推量を表わすのではなく、「語られる事態が、いつかどこかで現実に成立する必然性をもつ事態としてある」という事態のあり方を表わすものであるので、ニチガイナイと置き換えることができない。

<予定>

(34) 「帰りの船もきめてしまった。あと百四十三日で神戸に着くはずだ。」(「愛と死」武者小路実篤)(森田・松木(1989)から引用)

(34)' ? 「帰りの船もきめてしまった。あと百四十三日で神戸に着くにちがいない。」

<記憶>

(35) (山田さんはどこに住んでいるのかと聞かれて)

山田さんは八王子に住んでいたはずです。(= (13))

(35)' (山田さんはどこに住んでいるのかと聞かれて)

? 山田さんは八王子に住んでいたにちがいありません。

4.3. ハズダと置き換え不可能なニチガイナイ

繰り返しになるが、ハズダとニチガイナイが置き換え可能になる場合とはニチガイナイの用法側でいえば〈帰結の適當さ〉のうちの〈みこみ〉用法の場合だけだと予想される。ニチガイナイの〈みこみ〉用法とは、先ほどの条件のうち、

②話し手は、語られる事態が現実になり立っているかどうかについて未確認である

③ある状況Aとニチガイナイで語られる事態Bの間に「A→B」という時間的先後関係がある。

という条件を満たす場合に成り立つ用法である(すでに第三節で示したニチガイナイの用法の全体像からもわかるように、ニチガイナイの場合、①の条件は用法分類上問題にならない。〈解釈の適當さ〉にしろ〈帰結の適當さ〉にしろ、常に現実に成立するかどうかを問題としていると考えられる¹²⁾。した

がって、②を満たさない〈相手の主張の一応の容認〉と③を満たさない〈解釈の適当さ〉はともにハズダと置き換えられないことになる¹³。以下用例を示す。

〈相手の主張の一応の容認〉

(36) 「私だって疲れているんだ。」

「確かにあなたも疲れているにちがいない。でも彼はもっと疲れているのです。」(= (28))

(36)′ 「私だって疲れているんだ。」

? 「確かにあなたも疲れているはずだ。でも彼はもっと疲れているのです。」

〈解釈の適当さ〉

(37) なんだか体がだるい。風邪を引いたにちがいない。

(37)′ ? なんだか体がだるい。風邪を引いたはずだ。

(37) は「現状の内実の解釈としては当該の事態が最も適当である」ということを主張している。この場合、「私が体がだるい」という現状は解釈対象という立場にあるということが出来る。これに対してハズダでは「なんだか体がだるい」という現状を判断の根拠とすることはできても、解釈対象とすることはできないのである。

最後に、第一節(p.2)で紹介した、三宅(1993)で三宅氏が提示している現象について本稿の立場から説明しておきたい。確かな根拠のある場合とされる例がニチガイナイと置き換えができないこと(用例(2)～(4))については、(2)は〈理屈上の事態成立〉の例であり、先の条件①を満たさないのでニチガイナイと置き換えられず¹⁴、(3)(4)はそれぞれ〈予定〉〈記憶〉の例であり、これらは条件①、②を満たすものの、話し手の推量行為を表わさないという点で、置き換えが不可能になると説明できる。確かな根拠がないとされる例がハズダと置き換えができないこと(用例(5))については、これは〈解釈の適当さの主張〉のうちの〈内実としての解釈の適当さの主張〉の例であり、条件③を満たさないことにより、ハズダとの置き換えが不可能になると説明できる。当然(7)と(8)の差もニチガイナイの機能が異なる、すなわちニチガイナイの用法が異なる((7)は〈解釈の適当さ〉であり、(8)は〈帰結の適当さ〉である)という点から説明できることになる。

5. おわりに

以上、本稿はハズダとニチガイナイの置き換えの可否を、両者が同一の意味類型に位置付けられるものではないという前提にたち、両者の用法の重なる部分はどのような場合かを明らかにするという形で記述した。本稿がこのような立場をとるのは、第二節、第三節で示したようにハズダとニチガイナイでは用法の広がり方がかなり異なり(具体的にいえば、(ア)ハズダには本稿でいうBタイプの用法(現実における成立を問題にしない用法)が存在するのに対して、ニチガイナイにはそのような用法が存在しない、(イ)ハズダには〈さとり〉用法が存在するが、ニチガイナイには存在しない、(ウ)ニチガイナイには〈解釈の適当さ〉用法が存在するが、ハズダには存在

しないという三点)、それを見る限りあえてこの両者を形式全体として同一の意味類型に所属させる必要はないと判断したからである¹⁵。その意味で、本稿は両者の置き換えの可否について従来の方向とは別の観点からも説明が可能であるということを示唆することでこの問題に対する新たな問題提起をしたものと位置付けられる。

これは同時に従来のモダリティ研究への問題提起という面もある。従来のモダリティ研究は日本語におけるモダリティ組織の体系化を指向するあまり、個々の具体的形式とは一旦独立にいくつかの意味カテゴリーが設定され、そのカテゴリーにどの形式が所属するかを記述するという形で進められてきた傾向がある¹⁶。そこではある形式のもつ様々な用法すべてが問題にされることはなく、その形式のもつ典型的な用法がその形式の表わす意味であるとされてきた(そしてそれはなんらかの意味カテゴリーを表わすとされてきた)といわざるを得ない。しかし、モダリティ組織の体系化という作業の基礎として、個々の形式の用法を細かく記述し、それらの用法相互の関係を記述してゆくという作業、すなわち個々の形式の全体的な語法記述が必須であろうと考える。本稿がハズダとニチガイナイを以上のような立場で記述してきたのは、ややもすれば軽視される個々の形式の全体的な語法記述ということの一つの実践例を示したかったからでもある。

注

- 1 例えば、森田良行 (1980)、阪田雪子・倉持保男 (1980)、山田進 (1982)、森田良行・松木正恵 (1989)、三宅知宏 (1993)、木下りか (1997) など。
- 2 森田良行 (1980)、阪田雪子・倉持保男 (1980)、森田良行・松木正恵 (1989)、三宅知宏 (1993) は大きくいえばこの立場にある議論だと考えられる。
- 3 三宅 (1993), p.41
- 4 以下、特に断りのないかぎり、用例は稿者の作例である。
- 5 この立場にたつ論文は管見の限りないようである。
- 6 例えば、奥田靖雄 (1993)、松田礼子 (1994) など。
- 7 「ノダ文」が現状の解釈を表わすということは、例えば、
・ (うずくまっている人を見て) あの人はおなかが痛いのだ。
といえることから説明できる。また、田野村忠温 (1990) においては、「ノダ」文の基本的意味は「あることがらの背後の事情を表わす」(p.5) とされるが、「あることがらの背後の事情を表わす」ということは、あることがらを解釈するということに他ならない。
- 8 この場合、「彼が昨日忙しかったコト」という事態が、「彼が現在寝不足であるコト」という現状事態と同時共存的に存在しているとは見なせないので、「彼は昨日忙しかった」という解釈内容が「彼は今日寝不足だ」という現状の「内実」とは理解されないのである。
- 9 (16) の場合にも、「あの人がおなかが痛い」という事態が時間的に先行し、その結果として「あの人がうずくまっている」という事態があるのだ(すなわち両者に時間的先後関係があるのだ)とみなされる可能性がある。そのようにみなされれば、(16) も現状の「原因」として「あの人はおなかが痛い」と解釈している用例ということになる。このように本稿は「内実」なのか「原因」なのかの差を「解釈内容事態」と「現状事態」との時間関係(話し手がどう理解するか)の違いに基づいて決定する。従って、実際の用例の解釈によっては、その用例が本稿でいうところの「内実」なのか「原因」なのか微妙な場合も多々存在するが、

- 理念としては二つに分けることができると思われる。
- 10 ニチガイナイのこの用法については森田良行・松木正恵（1989）に指摘がある。
 - 11 ニチガイナイに、本稿でいう〈解釈の適当さ〉と〈帰結の適当さ〉とがあるということについては、明示的な形ではないが、すでに森田良行・松木正恵（1989）に指摘されている。ただし、森田・松木（1989）では、「ノダ文」を受けることができるか否かという観点は提示されていない。また、中畠孝幸（1993）は、本稿でいう〈解釈の適当さ〉の場合にはノニチガイナイ、〈帰結の適当さ〉の場合にはニチガイナイという形式が用いられることを指摘している。さらに中畠氏は、〈解釈の適当さ〉の場合にノニチガイナイの代わりにニチガイナイを用いることも可能だとしているので、結果的に、ニチガイナイに本稿でいう〈解釈の適当さ〉と〈帰結の適当さ〉とがあること、〈解釈の適当さ〉の場合には「ノダ文」を受けることができることを主張しているとみなすこともできる。
 - 12 ニチガイナイにはハズダのBタイプに相当する用法（つまり、語られる事態が現実成立するかどうかを問題にしない用法）が存在しない（したがって、ハズダとの置き換えもできない）ことがこのことの一つの証拠だと考えられる。
 - 13 本稿で〈解釈の適当さ〉と呼ぶニチガイナイがハズダと置き換えられないということは、森田良行（1980）、森田良行・松木正恵（1989）、三宅知宏（1993）などが指摘している。ただし、なぜハズダと置き換えられないのかという説明は、多くの場合、判断の根拠が確かなものではないからとされる。これに対して、本稿では「解釈」か「帰結」かという観点を新たに導入し、先行研究とは別の説明を与えている。
 - 14 用例（2）はニチガイナイと置き換えが可能であるとみる立場もあるかもしれない。その場合、（2）は単に理屈の上で成り立つ事態として見なされているの（すなわち〈理屈上の事態成立〉用法）ではなく、現実世界で将来起こると推量される事態として見なされているの（すなわち〈みこみ〉用法）であり、①の条件を満たすことで置き換えが可能になるのである。
 - 15 さらに第一節で述べたように、議論の仕方によってはこれらの形式を同一の意味類型に所属させる立場もありうるかもしれない。しかしその立場に立つならば、ハズダとニチガイナイが同じ意味類型に属しながら（言い換えれば、同一の意味構造を持ちながら）ここで述べた（ア）から（ウ）のような違いをもつのはなぜなのかということを説明する必要があるだろう。稿者にはその説明は困難に思えるのである。
 - 16 例えば、益岡隆志（1991）。

参考文献

- 岡部 嘉幸（1998）「ハズダの用法について」『東京大学国語研究室創設百周年記念 国語研究論集』, 947-960, 汲古書院
- 奥田 靖雄（1993）「説明（その3）—はずだ—」『ことばの科学6』, 179-211, むぎ書房
- 木下 りか（1997）「ハズダの意味分析—他の真偽判断のモダリティ形式と比較して—」『日本語教育』92, 165-176, 日本語教育学会
- 阪田 雪子・倉持 保男（1980）『教師用日本語教育ハンドブック④ 文法Ⅱ—助動詞を中心に—』凡人社
- 高橋 太郎（1975）「ことばの相談室 「はずがない」と「はずじゃない」」『言語生活』289, 79-81

- 田野村 忠温 (1990) 『現代日本語の文法Ⅰ―「のだ」の意味と用法―』和泉書院
- 中畠 孝幸 (1993) 「確かさの度合い―カモシレナイ・ニチガイナイ―」『日本語学文学』4, 13-20, 三重大学
- 仁田 義雄 (1989) 「現代日本語文のモダリティの体系と構造」仁田義雄・益岡隆志編『日本語のモダリティ』くろしお出版
- 益岡 隆志 (1991) 『モダリティの文法』くろしお出版
- 松田 礼子 (1994) 「「はずだ」に関する一考察―推論による観念の世界と、その外に実在する現実の世界をめぐって―」『武蔵大学人文会雑誌』26-1, 53-89, 武蔵大学
- 三宅 知宏 (1993) 「認識的モダリティにおける確信的判断について」『語文』61, 36-46, 大阪大学
- 森田 良行 (1980) 『基礎日本語2』角川書店
- 森田良行・松木正恵 (1989) 『日本語表現文型―用例中心・複合辞の意味と用法―』アルク
- 山田 進 (1982) 「チガイナイ, ハズダ」国廣哲彌編『ことばの意味3―辞書に書いてないこと―』, 95-103, 平凡社

付 記

本稿を成すにあたり、編集委員会より数々の有益なご指摘をいただいた。コメントを下された査読者の方々に心から御礼申し上げます。いうまでもなく、本稿における不備はすべて稿者に帰するものである。

(投稿受理日: 2002年5月8日)

(改稿受理日: 2002年9月20日)

岡部 嘉幸 (おかべ よしゆき)

中央学院大学

okabu@amy.hi-ho.ne.jp